

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部
を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和5年10月16日
国土交通省住宅局
住宅総合整備課
安心居住推進課

国土交通省では、令和5年8月16日(水)から令和5年9月15日(金)までの期間において、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について意見募集を行いました。寄せられた御意見及びそれに対する考え方を別添のとおり取りまとめましたので公表いたします。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました皆様方に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- (1) 意見募集期間：令和5年8月16日(水)から令和5年9月15日(金)
- (2) 周知方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)
- (3) 意見提出方法：電子メール、e-Gov意見提出フォーム、郵送

2. 意見数

提出意見 4件(うち本件と関連のないもの1件)

3. お問い合わせ先

国土交通省住宅局住宅総合整備課 パブリックコメント担当
電話番号 03-5253-8111